

IOSCOによる「顧客資産保護に関する勧告に係るテーマ別レビュー」の公表

証券監督者国際機構 (IOSCO) の代表理事会は、本日 (7 月 27 日)、「顧客資産保護に関する勧告で示された原則 (以下、「当該原則」という。) の適用についてのテーマ別レビュー」 (Thematic Review of the Adoption of the Principles set forth in IOSCO's Report: Recommendations Regarding the Protection of Client Assets) を公表した。

本レポートでは、顧客資産の保護に係る原則に則って取り扱われる顧客資産を保有する市場仲介業者に関連した法令、規制及びその他の方針について、36 の法域の 38 の IOSCO メンバー当局の実施状況を特定している。

本レビューは、参加した法域によって採用された取組みの状況を報告するとともに、多くのメンバーが当該原則によって規定された顧客資産保護の枠組みを一般的に採用していることを示している。8つの当該原則については、法域によって実施状況は異なっている。EU 及び北米の法域における実施状況が最も進捗していた。南米を含むいくつかの法域においては、実施状況があまり進捗していなかった。最も実施されていた原則は、原則2 (顧客への顧客資産の情報提供)、原則7 (規制当局による市場仲介者の法令遵守状況の監督) 及び原則8 (外国の法域に所在する資産に係る情報の利用) であった。対照的に、原則3 (顧客資産保護の適切な措置) が最も実施されていなかった。

本レポートは、各原則をベースとした実施における詳細な議論を含むとともに、包括的なテーマを提示し、8つの各原則の下、参加した法域によって異なる取組みやアプローチがあることを記述している。

本レビューは、各法域から提供された自己評価形式の質問票への回答を基に調査を行なう取組みであった。本レビューは、インド (SEBI)、イタリア (CONSOB)、オランダ (AFM)、オンタリオ (OSC)、英国 (FCA)、米国 (SEC) 及び IOSCO 事務局からメンバーが参加したレビューチームによって行われた。本レビューチームは、米国 SEC の George Lavdas 氏によってリードされた。本レビューチームのメンバーは、広範囲の知見及び実務的な専門知識を結集してレビューを行った。